

保育の利用・調整基準の見直しの検討について

これまでの検討状況

(1) 第3子以降の保育の優先利用について

課題・検討

- ・ 前回の部会では、入園する段階では第1子も第2子以降も平等に利用調整を行い、入園後の転園申請において優先利用の対応も考えられ、他の自治体でも兄弟姉妹関係の申込については同様の流れとなっている等の報告もあった。
- ・ しかしながら、前回の子ども子育て会議(親会議)において委員から、兄弟ポイントをなくしてしまうことについて、別園での通園が困難となり仕事を続けられなくなる保護者も出てくる虞がある等の大きな影響への懸念が示された。

考え方

- ・ 0～1歳児を中心に、非常に大きな影響が予想される。
- ・ 加算がなくなることにより、上の子が認可保育園で下の子は認可外保育施設という組み合わせが生じることにも予想され、転園の加算を引き上げても、このケースなどには効果が及ばないことも考えられる。
- ・ 国からは、兄弟関係では少子化対策の一環として第3子以降の保育の優先利用についての対応を求められている。
- ・ 多胎児についても兄弟ポイントとは別に配慮が求められている。
- ・ より一層慎重な検討をしていく必要がある。

(2) 育児短時間勤務等に関すること

課題・検討

- ・ フルタイムとして取り扱っている育児短時間勤務等については、この制度のない自営の方や契約社員等の方にとって不公平感がある。
- ・ 一方で、自宅で自営業の方は通勤時間がかからない場合も多く、フルタイムの人からは見るとその部分の負担感を考慮してもらいたい部分がある。

考え方

- ・ この部分については、就労の状況により特定の方にとって有利なことは、他の方にとっては不利になるという関係性があり、保護者間でも立場の違いから様々な意見がある。
- ・ 子育てと仕事の両立に資するために設けられた育児短時間制度の趣旨は尊重されなければならないが、働き方も多様化している社会状況の中で、こうした制度のない就労状況の方や制度があるが取得できる期間が短い方とのバランス感覚が重要となる。
- ・ 現行の4歳児クラスの年度末までとする取扱いが、このバランス感覚として適当なのかどうか検討していく必要がある。

(3) 保護者のいずれかが未成年である場合の優先利用について

課題・検討

- ・低年齢出産の養育困難な家庭に対しては、未就労や不安定な就労、学業中であるケースも多く、児童福祉の観点からも優先利用の対象とすることが望ましい。
- ・対象者も少ないため影響は小さい。
- ・年齢も18歳未満(時点をどこにするかは要検討)とすることにより、児童福祉法との整合性が図られる。

考え方

- ・問題は、優先利用として利用調整基準の規定の仕方となる。
- ・絶対値の規定の仕方をとれば、基準の明確化が図られ、児童福祉の観点から区がこれらの保護者に対する姿勢への明確なメッセージとなる。
- ・一方で絶対値を用いることによって、個別具体の家庭状況に応じた柔軟な対応が難しくなることも考えられる。
- ・このような、養育困難な家庭に対しては、実際に保育につなげて行く必要があるため、「区長が明かに保育が必要と認める場合」に含まれるものとして運用していくことが現実的な対応と考えるが、こうした保護者に対する区の姿勢の表し方としてはメッセージ性が弱くなり、相対的な規定の仕方では曖昧さが出てくる。

(4) 同一指数世帯の優先順位について

課題・検討

- ・保育の必要性を考えれば、第4段階の「申込児を有償で預けている期間が長い方」を第3段階の「所得階層の低い順」よりも優先すべきであるとの考え方もあるが、経済的に困っている世帯を優先して、就労の継続を図って行くべきとの考えもある。

考え方

- ・こうした認可保育園に入れられない方の受け皿となっていたのが、主に認証保育所等の認可外保育施設であったが、認可保育施設と比べ保育料が高く設定されているため、所得が低く他の保育サービスを選択する余地が少ない世帯に対する配慮の強化を求められている状況であり、現状においても認可保育園に入れられない方の受け皿の中心が、認可外保育施設であることに変わりはないため、現状どおりの優先順位とすることに対して、現状の区の利用調整の状況として適当か検討していく必要がある。

(5) 配偶者及び同居祖父母の疾病等により介護が必要な場合の優先利用について

課題・検討

- ・現行の利用調整においては、両親共働きのフルタイム勤務の状況を優先するような利用調整基準となっているが、保護者の就労状況や家庭状況も多様化してきている。
- ・保育所を必要とする家庭状況もさまざまであるため、多様な保育のあり方があっても良い。
- ・一方で、両親共働きのフルタイム勤務は、現状安定しているように思われるが、保育所の定員枠が少ないなか、他の事由を優先することによって、大多数を占めるこうした勤務形態の家庭を不安定な状況にしてしまう影響はかなり大きい。

考え方

- ・ダブルケア等の家庭状況については、保育の必要性の度合いも高い家庭状況ではあるが、大多数を占め、影響の大きい両親共働きのフルタイム勤務と比較すると、現在のところ少数ではある。
- ・介護や疾病の状況や保育が必要となる期間は、家庭により様々なケースがあることを考慮すると、現況には、緊急保育による対応を優先させ、緊急保育を一定の期間を超えて利用している常態について保育を必要とする度合いが高いものとして指数を加算することにより優先利用の対応を行うこととしてはどうか。

(6) 保育所近隣に居住する住民の保育所への入園に関する優先利用について

課題・検討

- ・保育待機児対策の中心施策である私立認可保育園整備の推進という政策的な観点からの優先利用であるが、この優先利用が政策目標の達成に資することになるのか。
- ・政策目標の達成に必要な近隣の範囲をどの程度とするのが適切であるのか定見はまとまらない。
- ・既存園においても、子どもの声等のことで近隣と運営上の課題を抱えているケースもある。新規施設のみの優先利用ということであれば、既存施設からも不満の声が上がってくることも十分に想定される。

考え方

- ・この優先利用の項目については、近隣の範囲をどの程度にするのかといった困難な課題や保育園の近隣に必ずしも保育園の利用を希望する世代が居住しているとも限らず、この優先利用が政策目標の達成に効果があるのか不明確な状況である。こうした観点から、保育園の近隣に居住している観点からの優先利用等の対応を行っていない現状のとおりとしてはどうか。

(7) 保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用

課題・検討

- ・政府の「待機児童解消加速化プラン」により保育の担い手の確保に関する事項として、保育士の優先利用が強く求められている。
- ・さらに、前回の子ども子育て会議（親会議）においても、出席委員から、保育の量と質を確保する要となる保育士等のマンパワーの確保は喫緊の課題であり、こうした優先利用について協力の要請がなされている。
- ・また、特別区でも半数以上のところで、当該優先利用の検討がなされている状況となっている。

考え方

- ・待機児問題が大きくクローズアップされている現状においては、特定の職種に対する優先利用についても一定の理解が示されるのではないかと考えている。
- ・この項目については、方向性としては行うべきものと考えているが、具体的な職種や当該保育士の勤務地など各論の部分を検討していかなければならない。

(8) 早生まれの子どもへの対応について

課題・検討

- ・12～1月に生まれた子どもは、2次選考にしか申し込めないが、1次選考で大半の定員が埋まってしまうのが実情であり、入園が難しくなる。また、2～3月に生まれた子どもは、生まれたときには4月入園

の申し込みがすでに締め切られている。

- ・生まれる時期により入園選考の機会が不平等になっている現状があるが、4月以降に枠を確保することは、保育資源の最大限の活用の面や事業者の運営上の課題が生じる。

考え方

- ・他の自治体では、出生前の仮申込の受け付けを行っているところもある。4月の一次選考の締切日までに仮申込を済ませ、所定の期限までに出生した場合、次に設けられた新たな期限までに届出をすることにより、その申込が有効になる制度となっている。
- ・区の現状として4月の選考においては、2月10日までに出生した乳児については、2次選考からの対象としている。また、0歳児受入開始月齢が57日以前である園に、各園1名の2次選考用の0歳児保育枠を確保している。
- ・区の現状が、早まれの乳児保育の保育園利用の申込への対応として適当か検討していく必要がある。